【都市計画税】

都市計画税は、都市計画事業（公園、街路、下水道などの都市施設の建設や整備など）又は土地区画整理事業に要する費用に充てるため、目的税として課税されるものです。

◆課税の対象となる資産

市街化区域内に所在する土地及び家屋です。

◆納税義務者

毎年1月1日現在において当該土地又は家屋の所有者です。

◆免税点

固定資産税について免税点未満のものは、都市計画税はかかりません。

◆税額の計算

課税標準額 × 税率（0.3%） ＝ 税額

◆課税標準額

原則として固定資産課税台帳に登録された価格です。

土地	① 住宅用地に係る課税標準の特例措置が講じられています。 ・小規模住宅用地（200㎡以下の住宅用地） 価格の1/3 ・一般住宅用地（小規模住宅用地以外） 価格の2/3 ② 固定資産税と同様の負担水準に応じて、なだらかな税負担の調整措置を講じています。なお、都市計画税も、固定資産税において講じられる宅地の税負担の引下げ措置及び据置き措置を講じています。
家屋	固定資産課税台帳に登録された価格

◆納税の方法

固定資産税とあわせて納めていただきます。